審査基準及び標準処理期間

所属名	青少年課活動推進担当
内線番号	4301

No.	項目		内容
1	処分名		京都府立青少年海洋センターの使用承認
2	法令名		京都府立青少年海洋センター条例
3	法令番号		昭和57年京都府条例第12号
4	根拠条項		第4条第1項
⑤	処分権者		知事
6	法令の定め		第4条 第1項 青少年海洋センターの施設又は附属設備を使用しようとする 者は、指定管理者(使用の承認の業務を指定管理者が行うことがで きない場合にあつては、知事。以下この条及び次条において同じ。) の承認(以下「使用の承認」という。)を受けなければならない。 第2項 指定管理者は、使用を不適当と認めるときは、使用の承認を しないことができる。 第3項 指定管理者は、青少年海洋センターの管理上必要があると 認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。
Ī	審査基準		・京都府立青少年海洋センター条例(昭和57年3月29日 京都府条例第12号)
8	経由機関名		
9	協議機関名		(⑪合計期間)なし
10	標準処理期間		
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	
12	問合せ		府民生活部青少年課活動推進担当
13	備考		